

第23期第8回福岡県豊前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和8年4月23日（木） 14：00～

2 場 所 豊前海水産会館
(京都郡苅田町磯浜町1-2-6 TEL 093-434-1704)

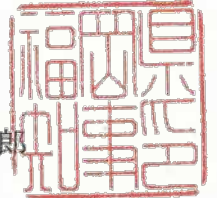
3 議 題

- (1) 福岡県資源管理方針の一部改正について（諮問） 資料1
- (2) 福岡県豊前海区における知事許可漁業の新規許可に係る制限措置等について（諮問） 資料2
- (3) ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法の禁止に係る委員会指示について（協議） 資料3
- (4) 第52回瀬戸内海広域漁業調整委員会について（報告） 資料4
- (5) その他

8水第112号
令和8年4月10日

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長
江口 猛 様

福岡県知事 服部 誠太郎
(水産局水産振興課)



福岡県資源管理方針の一部改正について (諮問)

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第14条第10項において準用する同法第14条第4項の規定に基づき、福岡県資源管理方針を案のとおり定めることについて、貴委員会の意見を求めます。



令和8年4月23日
福岡県豊前海区漁業調整委員会資料

福岡県資源管理方針の一部改正について

水産振興課漁船漁業係

【概要】

○資源管理方針の一部改正について

令和8年4月1日より漁業法の一部が改正され、法の第26条の2項および30条の2項に特別管理特定水産資源の漁獲量等の報告が追記され、漁獲量等の情報の収集について一部取り扱いに変更が生じる。

そこで今回、福岡県資源管理方針の第6条その他資源管理に関する重要事項について一部変更したい。

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、令和5年の生産量で4.7万トン、生産額は325億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、約4千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

(1) 水域

(2) 対象とする漁業

(3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

福岡県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び福岡県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものやその効果の認められないものは、種苗放流等について慎重に検討することとする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び福岡県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 福岡県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-11 ぶり」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は「別紙2-1 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群」に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-2 とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群」から「別紙3-12 まあなご福岡県海域（筑前海）」までに、それぞれ定めるものとする。

| 改正案 | 現行方針 |
|---|---|
| <p>福岡県資源管理方針</p> <p>〔制定 令和2年12月1日〕 <u>最終改正 令和8年〇月〇日</u></p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>1 漁獲量等の情報の収集</p> <p>(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。</p> <p>(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項<u>若しくは第2項</u>又は第30条第1項第1項<u>若しくは第2項</u>の規定による漁獲可能量による管理として行うものほか、知事許可漁業の許可を受けたる者による資源管理の状況等について準用する法第58条の報告(法第58条において準用する法第52条第1項)、漁業権者による資源管理の状況等(法第90条第1項)の報告(法第90条第1項)においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣及び福岡県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。</p> | <p>福岡県資源管理方針</p> <p>〔制定 令和2年12月1日〕 <u>最終改正 令和8年4月1日</u></p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>1 漁獲量等の情報の収集</p> <p>(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。</p> <p>(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うものほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告(法第58条において準用する法第52条第1項)、漁業権者による資源管理の状況等の報告(法第90条第1項)においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び福岡県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>第7～第8 (略)</p> | <p>(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>第7～第8 (略)</p> |
|---|---|

漁業法抜粋

第二款 漁獲割当てによる漁獲量の管理

(漁獲量等の報告)

第二十六条 年次漁獲割当量設定者は、漁獲割当管理区分において、特定水産資源（次項に規定する特別管理特定水産資源を除く。）の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該漁獲割当管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告しなければならない。

2 年次漁獲割当量設定者は、漁獲割当管理区分において、特定水産資源のうち、個体の経済的価値が高く、かつ、国際的な枠組み、資源評価、個体の取引状況その他の事情を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして農林水産省令で定めるもの（以下この章及び第二百条第一号において「特別管理特定水産資源」という。）の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、採捕をした個体の数、漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該漁獲割当管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告するとともに、農林水産省令で定めるところにより、当該採捕に係る船舶等の名称及び個体ごとの重量その他の農林水産省令で定める事項に関する記録を作成し、その報告をした日から農林水産省令で定める期間保存しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定により報告を受けたときは、農林水産省令で定めるところにより、速やかに、当該事項を農林水産大臣に報告するものとする。

第三款 漁獲量等の総量の管理

(漁獲量等の報告)

第三十条 漁獲割当管理区分以外の管理区分において特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。以下この項において同じ。）の採捕（漁獲努力量の総量の管理を行う管理区分（以下この項及び次条において「漁獲努力量管理区分」という。）にあつては、当該漁獲努力量に係る漁ろう。以下この款において同じ。）をする者は、特定水産資源の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、当該特定水産資源の漁獲量（漁獲努力量管理区分にあつては、当該特定水産資源に係る漁獲努力量。以下この款において同じ。）その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該管理区分が大臣管理区分（漁獲割当管理区分以外のものに限る。以下この款において同じ。）である場合には農林水産大臣、知事管理区分（漁獲割当管理区分以外

のものに限る。以下この款において同じ。)である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告しなければならない。

2 漁獲割当管理区分以外の管理区分において特別管理特定水産資源の採捕をする者は、特別管理特定水産資源の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、当該特別管理特定水産資源の個体の数及び漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告するとともに、農林水産省令で定めるところにより、当該採捕に係る船舶等の名称及び個体ごとの重量その他の農林水産省令で定める事項に関する記録を作成し、その報告をした日から農林水産省令で定める期間保存しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定により報告を受けたときは、農林水産省令で定めるところにより、速やかに、当該事項を農林水産大臣に報告するものとする。

8 漁 管 第 1 6 2 号

令 和 8 年 4 月 2 0 日

福岡県豊前海区漁業調整委員会
会 長 江 口 猛 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



豊前海区における知事許可漁業の新規許可に係る
制限措置等の公示について (諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」とい
う。)第58条において読み替えて準用する同法第42条(以下「第42条」と
いう。)第1項及び福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号。以下
「規則」という。)第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置の
内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第42条第3項及び規則第11条第
3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び福岡県漁業調整規則第11条第1項に基づく公示（福岡県豊前）

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置（県内分）

| 漁業種類 | 漁具の種類その他の漁業の方法 | 操業区域 | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 船舶の総トン数 | 許可する隻数 | 漁業を営む者の資格 |
|----------|----------------|-----------|--|----------|---------|--------|--|
| 刺し網漁業 | ぼら囲刺し網漁業 | 福岡県豊前海区海面 | 1月1日から12月31日まで | — | — | 2 | 北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者 |
| 刺し網漁業 | まながつお流し刺し網漁業 | 福岡県豊前海区海面 | 5月1日から12月31日まで | - | - | 2 | 北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者 |
| 刺し網漁業 | なるとびえい流し刺し網漁業 | 福岡県豊前海区海面 | 4月20日から11月30日まで ただし、11月30日以前に駆除事業が終了した場合は、事業が終了した日をもって漁業時期の末日とする。 | — | — | 1 | 北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者 |
| 固定式さし網漁業 | 一重建網漁業 | 福岡県豊前海区海面 | 1月1日から12月31日まで | - | - | 6 | 北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者 |
| 固定式さし網漁業 | 三重建網漁業 | 福岡県豊前海区海面 | 1月1日から12月31日まで | - | - | 5 | 北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者 |
| かご漁業 | かにかご漁業 | 福岡県豊前海区海面 | 1月1日から12月31日まで | - | - | 4 | 北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者 |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年5月1日から令和8年5月31日まで

【現行】

福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第70号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法の禁止について、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。

令和3年8月6日

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 江口 猛

1 指示する内容

(1) 禁止する漁法

ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法

(2) 禁止する区域

福岡県豊前海区海面

2 指示期間

令和3年8月15日から令和8年8月14日まで

【更新案】

福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第76号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県豊前海区における水産資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のために水産動植物を採捕する場合は、この限りではない。

令和8年 月 日（公報登載日）

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 江口 猛

1 指示の適用海域

福岡県豊前海区海面

2 指示の内容

ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法により、水産動植物を採捕してはならない。

3 指示の期間

令和8年8月15日から令和13年8月14日まで

第52回 瀬戸内海広域漁業調整委員会

議 事 次 第

日 時：令和7年3月5日（木） 14時から

場 所：神戸市中央区八幡通4丁目2-12 カサベラFRⅡビル
三宮研修センター 6階605号室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

- (1) 令和8年度における遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の資源管理措置について
- (2) サワラに関する委員会指示について
- (3) その他
 - ① 令和8年度資源管理関係予算について
 - ② その他

4 閉会

瀬戸内海広域漁業調整委員会委員名簿

根 拠：漁業法（昭和24年法律第267号）
 定 員：14名（互選委員11名 大臣選任委員3名）
 任 期：4年 大臣選任委員（第6期）2022. 6. 1～2026. 5. 31
 海区互選委員（第7期）2025. 10. 1～2029. 9. 30

| | 区 分 | 氏 名 | 現 職 |
|--|-----------------------|---|--------------------------------|
| 府 県 互 選 委 員 | 和歌山県 | ヤマグチ 山口 <small>フトシ</small> 太志 | 和歌山県漁業協同組合連合会 代表監事 |
| | 大阪府 | オカ 岡 <small>オサム</small> 修 | 大阪府漁業協同組合連合会 代表理事会長 |
| | 兵庫県 | タヌマ ■田沼 <small>マサオ</small> 政男 | 兵庫県漁業協同組合連合会 代表理事会長 |
| | 岡山県 | トヨタ 豊田 <small>ヤスヒコ</small> 安彦 | 朝日漁業協同組合 代表理事組合長 |
| | 広島県 | ハコザキ 箱崎 <small>テルオ</small> 照男 | 因島市漁業協同組合 代表理事組合長 |
| | 山口県 | ミウラ 三浦 <small>タダシ</small> 忠 | 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会 副会長 |
| | 徳島県 | オオヤマ 大山 <small>ノボル</small> 登 | 堂浦漁業協同組合 代表理事組合長 |
| | 香川県 | シマノ 嶋野 <small>カツジ</small> 勝路 | 香川県漁業協同組合連合会 代表理事会長 |
| | 愛媛県 | シオタ 塩田 <small>コウジ</small> 浩二 | 愛媛海区漁業調整委員会 委員 |
| | 福岡県 | タキグチ 瀧口 <small>カツミ</small> 克己 | 福岡県豊前海区漁業調整委員会 委員 |
| | 大分県 | ホンジョウ 本庄 <small>シン</small> 新 | 大分海区漁業調整委員会 副会長 |
| 農 林 水 産 大 臣 選 任 委 員 | 学 識 経 験 者 | ▲ <small>フキタ</small> 脇田 <small>カズミ</small> 和美 | 学校法人 東海大学 海洋学部 教授 |
| | | <small>クガ</small> 久賀 <small>ホ</small> みず保 | 国立大学法人 鹿児島大学 水産学部 准教授 |
| | | <small>トミヤマ</small> 富山 <small>タケシ</small> 毅 | 国立大学法人 広島大学大学院 統合生命科学研究科 教授 |

※ ▲は会長、■は会長職務代理者

くろまぐろ遊漁の管理について

令和8年2月
水産庁

1

I. 令和7年度における管理について

1. 採捕状況について

- 4月～翌1月における遊漁の機会について、昨年度は119日間、今年度は170日。また、4月～翌2月までの総採捕数量は、令和8年2月13日時点で58.8トン（残り3.3トン）。
- 他方、6、7月の採捕の積み上がりが予想以上に大きく、月の上限を大幅に超過したことから、遊漁専門部会の議論を経て9月以降の採捕上限を3トンに変更。9～11月の採捕数量の積み上がりは緩やかな状況。ただし、12月については、月の後半に採捕報告が増加し、月の採捕上限3トンを超過（28日から採捕禁止）。

| 時期 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------|--------------|---------------|--------------|--------------|--------------|-------|-------|-------------|---------------------|-------------------|------------------|-----|
| 採捕上限 | 5トン | 5トン | 5トン | 5トン | 5トン | 3トン | 3トン | 3トン | 3トン | 3トン | 3トン | 3トン |
| 採捕数量 | 6.2トン | 4.4トン | 12.6トン | 12.8トン | 2.8トン | 0.8トン | 2.2トン | 1.6トン | 3.9トン | 4.3トン | 7.2トン | － |
| 採捕禁止期間 | 4/9～ 4/30 | 5/14～ 5/31 | 6/5～ 6/30 | 7/4～ 7/31 | 8/4～ 8/31 | － | － | － | 12/28 ～ 12/31 | 1/19 ～ 1/31 | 2/4 ～ 2/28 | － |
| 主な採捕海域 | J3海域 | | J6、J7、J8海域 | | J1、J8 海域 | J1海域 | | J1、J2 海域 | J1、J3 海域 | J1、J3 海域 | J1、J2、 J3海域 | － |

（参考）令和6年度の採捕実績

| 時期 | 4～5月 | 6月 | 7月 | 8～9月 | 10～12月 | 1～3月 |
|--------|----------|----------------|--------------|----------|--------|----------------|
| 採捕上限 | 5トン | 7トン | 7トン | 7トン | 5トン | 5トン (3.3トン) |
| 採捕数量 | 8.2トン | 8.8トン | 10.2トン | 4.9トン | 4.3トン | 1.6トン |
| 採捕禁止期間 | 4/6～5/31 | 6/5～ 6/30 | 7/7～ 7/31 | 8/5～9/30 | － | 1/9～3/31 |
| 主な採捕海域 | J3海域 | J6、J7、 J8海域 | J7、J8 海域 | J1、J8海域 | J1海域 | J1海域 |

2

1

Ⅱ. 令和8年度における管理について

- 令和8年1月22日（木）に、くろまぐろ遊漁専門部会第6回合同会議を開催し、令和8年度における管理について議論を行い、以下の内容で合意。広域漁業調整委員会指示に基づき、今後、広域漁業調整委員会会長が別に定める予定。

| | 令和7年度（現行） | 令和8年度（見直し） |
|------------------|------------|---|
| 採捕上限の設定 | ・ 毎月均等に設定。 | ・ 毎月均等に設定。 ・ 令和7年度の余剰分は各月に均等配分。 ・ 月毎の採捕数量を超過した場合は、超過した数量を翌々月の採捕数量から均等に差し引く。 |
| 大型魚のバグリミット（保有制限） | 1人1月1尾まで | 1人各期間1尾まで ※ 各期間：4月から始めて2か月間ごと |

※ その他の現行の広域漁業調整委員会指示に基づき行われている措置の見直しはなし。

【令和8年度の管理の考え方の例】

単位：トン

| 時期 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---------|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 当初採捕数量 | 5.2 | 5.2 | 5.2 | 5.2 | 5.2 | 5.2 | 5.2 | 5.2 | 5.2 | 5.2 | 5.2 | 5.2 |
| 採捕実績 | 5 | 5 | 12.2 | | | | | | | | | |
| 超過数量 | - | - | +7 | | | | | | | | | |
| 調整後採捕数量 | | | | 5.2 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 |

※1 バグリミットはオレンジ枠内で1人1尾まで。

※2 令和7年度の余剰分が3.5トンだった場合の各月配分量：3.5トン÷12か月＝約0.2トン（※ 小数点第2位以下は切り捨て）

※3 6月に7トンの超過があった場合の8月以降の各月差し引き数量：7トン÷8か月＝約0.8トン（※ 小数点第2位以下は切り捨て）

3

Ⅲ. 届出制に関する状況について

1. 届出状況について

- 令和8年4月1日から導入されるくろまぐろ遊漁に関する届出について、令和8年1月1日から受付を開始。
- 令和8年2月13日時点における届出の件数は、計4,313件（対象者間の重複を含む）。それぞれの届出件数は以下のとおり。

| 対象者 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に | | |
|-----------|--|--|---|
| | くろまぐろ（大型魚）釣りをしようとする 遊漁者 | くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする 遊漁船業者 | くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として ① 遊漁者を漁場に案内しようとする ② 自ら漁場に赴こうとする 遊漁船以外の船舶 （プレジャーボート等） 運航者 ※遊漁船：遊漁船業の用に供する船舶 |
| 届出件数 | 3,457件 | 902件 | 1,399件 |
| 海域ごとの届出件数 | 太平洋：1,681件 | 太平洋：379件 | 太平洋：521件 |
| | 日本海・九州西：2,696件 | 日本海・九州西：589件 | 日本海・九州西：1,032件 |
| | 瀬戸内海：177件 | 瀬戸内海：15件 | 瀬戸内海：23件 |
| 届出期間 | 令和8年1月1日（木）から 最初にくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする日の1営業日前まで | 令和8年1月1日（木）から 令和8年3月20日（金）まで | |

※ 届出は者ごと、船舶ごと、海域ごとに行うため、対象者及びそれぞれの海域での重複を含む。

4

○資源管理措置(令和8年度)

資料2-4



※ 斜線部分は、春漁を規制
※ さわら流し網の網目10.6cm以上(瀬戸内海全海域共通)

さわら広域資源管理に係る委員会指示について

1. 委員会指示の発出について

- (1) 広域に回遊するさわら資源の回復を図るため実施する休漁や流し網の網目制限等の取組について、実効性の確保とともに、資源の状況等に機動的に対応するため、瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）指示による公的担保措置を講じてきたところ。
- (2) 現行の委員会指示第 49 号の有効期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとなっているが、引き続き、取組の実効性の確保や資源の状況等に機動的に対応する必要があることから、令和 8 年度においても、さわら広域資源管理に係る委員会指示を発出。

2. 委員会指示第 52 号（案）の概要

- (1) 現行の取組を継続することから指示内容は現行のとおり。
- (2) なお、「3 区域の操業制限」の規定中、播磨灘におけるはなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業（以下「はなつぎ網等漁業」という。）の制限のうち、休漁については、「毎週 2 日の定期休漁と輪番による 4 日間（5 月に 3 日間、6 月以降に 1 日間）の休漁」とし、許可船舶ごとに休漁日を指定する必要があることから、「毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長が定めた日」と規定し、別途、はなつぎ網等漁業の操業が始まるまでに委員会会長が休漁日を定め、はなつぎ網等漁業者に通知。